

納税協会は幅広い公益活動を展開しています

第11回 定時総会 開催

公益社団法人 阿倍野納税協会



定時総会 議案の審議

公益社団法人阿倍野納税協会は、第11回定時総会を6月10日「阿倍野産業会館3階会議室」において開催しました。上程した議案は慎重に審議され、第2号から第6号までの各議案は原案通り満場一致で可決されました。

- 第1号議案 議事録 署名人選出の件
 - 第2号議案 令和2年度事業報告書及び附属明細書承認の件
 - 第3号議案 令和2年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録承認の件
 - 第4号議案 理事1名選任の件
 - 報告事項 令和3年度事業計画書及び収支予算書
- 消費税のインボイス制度の開催
広報手段として新たにSNSを用いた情報発信手段の利用
講演会、セミナーの開催
簿記教室、eTax研修会等の開催
小学生を対象とした租税教室の開催
会報誌・機関誌・小冊子等の配布
税務広報の実施
街頭広報活動の実施
確定申告会場開設周知ポスターの掲示
あべのカーニバルへの参加出展

第60回理事会の開催

定時総会終了後、ただちに第60回理事会を開催し、副会長1名の辞任に伴う副会長1名の選定が審議され、次の方が選定されました。
副会長 八木 徹

阿倍野納税貯蓄組合連合会 定時総会

阿倍野納税貯蓄組合連合会は、第68回定時総会をコロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面審議により開催しました。

定時総会は、規約に規定する開催に必要な要件を充たして開催され、上程した全ての議案は全員賛成の回答を得て、原案通り可決されました。

第1号議案 令和2年度事業報告書承認の件

第2号議案 令和2年度決算書承認の件

第3号議案 令和3年度事業計画書(案)承認の件

第4号議案 令和3年度収支予算書(案)承認の件

◇令和3年度の主な事業計画◇

- 租税教育事業
 - 中学生の「税についての作文」募集活動を通じた租税教育活動を重点事業とし、同事業の一層の充実、拡大
 - 小学生の「書道」作品募集・書道展開催
- 広報事業
 - ダイレクト納付の普及拡大、コロナ禍に関連した税情報の広報、マイナンバー制度に重点をおいた活動の実施
 - 「税を考える週間」街頭広報活動実施
 - 税に関するポスター等の掲出協力
 - 「あべの税だより」の発行
- 婦人部活動の充実
 - 作文審査会・街頭広報事業への協力
 - 婦人部のネットワークを活かした広報納税表彰式開催による功労者の顕彰
- 税に関する研修会の開催

◇新刊図書のご案内◇

- はじめで課税事業者になる法人・個人のための「インボイス制度と消費税の実務」
予定価格2,200円(税込)
- ドリル式組織再編成の確定申告書
「別表四・五(一)徹底攻略」
本体価格4,400円(税込)
- 改定増補/調査現場からの厳選蔵出し事例集「税理士が判断に迷う会社税務1300例」
予定価格3,080円(税込)
- 不動産取引・M&Aをめぐる「環境汚染・廃棄物リスクと法務」
予定価格4,950円(税込)

税務相談のご案内

毎週月曜日の13時~16時(受付は15時30分まで)。
税理士が無料で相談に応じております。
近畿税理士会 阿倍野支部 ※完全予約制
(税務署北隣り 阿倍野産業会館1階)
電話 (066281-1030)

納税協会からの告知板

阿倍野納税協会 事業報告

★令和3年度「租税教室」の開催

本年度も税に関する正しい知識普及のため、小学生を対象とした「租税教室」を7月未までに区内5小学校で開催しており、これからも順次、同教室の開催を進めてまいります。
既に開催した小学校のうち、清明丘小学校開催分を紹介いたします。

と き 令和3年6月28日(月)
場 所 大阪市立清明丘小学校
内 容 税の使い道等を青年部会制作のパワーポイントを利用して仕組、働き等、正しく理解してもらおう(左写真)

講 師 同校6年生
対 象 当会青年部会会員



興味いっぱい
租税教室

★源泉所得税納付指導

と き 令和3年7月8日・9日
場 所 阿倍野納税協会 会議室
内 容 源泉所得税納付指導
参加者 相談者32人・者
講 師 近畿税理士会所属 税理士

納税協会カレンダー

現下のコロナ禍の影響により、開催が未定又は中止となっている行事がございますので、ご留意願います(令和3年7月末現在)。

★開催確定

- 実践簿記教室
- パソコン会計教室及びe-ITax研修会
- ★中止決定または開催形態の変更
 - 第48回あべのカーニバル(会場開催分のみ中止、動画による一部演目の配信)
 - 改正税法等説明会
 - 年末調整説明会(動画配信を実施)
 - 決算期別法人説明会・新設法人説明会
 - 令和3年度納税表彰式

★開催未定

・中学生の「税についての作文」優秀作表彰式
・「税を考える週間」街頭広報活動
*その他の行事等の開催関係については、今後の主催者情報等に留意願います。

日本政策金融公庫国民生活事業からのお知らせ

◎事業を営むほとんどの業種の方へ
(一般貸付)

ご融資限度額	ご返済期間	利率(年利、固定)
4,800万円	運転資金 7年以内	1.11~2.06%
	設備資金 10年以内	

お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

◎マル経融資(経営改善貸付)(無担保・無保証人)

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方

ご融資限度額	ご返済期間	利率(年利、固定)
2,000万円	運転資金 7年以内	1.21%
	設備資金 10年以内	

◎新たに事業を始められる方・事業を始められて7年以内の方へ
(新企業育成貸付) 新規開業資金

ご融資限度額	ご返済期間	利率(年利、固定)
7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	運転資金 7年以内	0.30~2.25%
	設備資金 20年以内	

「◎教育資金を必要とされる方へ」
(国の教育ローン)

ご融資限度額	ご返済期間	利率(年利、固定)
お子さま お1人につき 350万円 (海外留学は 450万円)	15年以内 在学期間内で元金の ご返済を据置くと ができます。 (据置期間はご返済期間 に含まれます。)	1.66% (母子家庭、父子家庭、 年取200万円以下世 帯又は子ども3人以上 かつ年取500万円以 下世帯は、1.26%)

*ご利用にあたっては、世帯の年間収入(所得)等の要件に該当している必要があります。
(いずれも利率は令和3年8月2日現在)



お問い合わせは...
日本政策金融公庫 阿倍野支店
国民生活事業(融資相談係)

〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町3-15-12
TEL.06-6621-1453 FAX.06-6621-1480

ワンポイント 令和3年度税制改正「土地住宅関係」

○ 住宅ローン控除の特例の延長等

「住宅ローン控除」について、新型コロナウイルスの影響及び住宅取得環境の厳しさを踏まえた措置としての控除期間13年間の特例が延長されました。

具体的な内容は次のとおりです。

- ・新築住宅の場合 ... 令和2年10月から令和3年9月末まで。
- ・それ以外の場合 ... 令和2年12月から令和3年11月末まで。

⇒ 同期間に契約した場合、令和4年までの入居者が特例の対象とされました。

⇒ この延長された部分に限り、その年の合計所得金額が1,000万円以下の方については、床面積40㎡以上50㎡未満の住宅も控除の対象とする特例措置が講じられました。

住宅ローン控除の控除期間13年間の特例の概要(一般住宅・住宅の消費税率10%の場合)

居住年月日	契約期間の要件	控除期間	控除額
令和3年1月1日~ 令和4年12月31日	【新築住宅の場合】 令和2年10月1日~ 令和3年9月30日 【分譲住宅・既存住宅の場合】 令和2年12月1日~ 令和3年11月30日	13年間	【1~10年目】 住宅ローンの年末残高(上限4,000万円)×1% 【11~13年目】 次のいずれか少ない額 ①住宅ローンの年末残高(上限4,000万円)×1% ②建物購入価格等※(上限4,000万円)×2%÷3 ※住宅の取得等の対価の額又は費用の額から消費税額を控除した額とされます(土地等に係る購入価格は含まれません)。

★改正の概要等、詳細は大阪国税局ホームページ(www.nta.go.jp)内で、「令和3年度税制改正 土地住宅関係」を 🔍 検索、ご覧下さい。

事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から
消費税の仕入税額控除の方式として
「**適格請求書等保存方式**」
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に**登録申請**が必要です!



【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】

登録申請は、**e-Tax**をご利用いただくと
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】0120-205-553

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

特設サイトへ



詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

阿倍野税務署 定期人事異動 (幹部職員)

税務署の定期人事異動が、令和3年7月10日付で発令されました。幹部職員の方の異動は次のとおりです。

幹 部 職 員				転 出 者	
区分	官職	氏名	旧所属官職	氏名	新所属官職
新任	署 長	中野 健太郎	局徴収部 特整4 統括官	中野 修	北 資産 特官 (再任用)
同	総 務 課 長	中屋 弘貴	西淀川 法人1 統括官	吉田あすか	泉大津 個人1 統括官
留任	管運・徴収統官	古井 一也	阿倍野 管運・徴収 統括官	稲村 耕一	桜井 管運 統括官
同	個人1統官	松原 ユミ			
同	法人1統官	大西 輝彦			

(敬称略)

税金のことをもっと知ろう

府税だより

個人事業税の第2期分の納期限は、11月30日(火)です。

～ 納期内納税にご協力をお願いします！ ～



- 個人事業税は、府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる個人の方が納めます。
- 8月に府税事務所から個人事業税の「納税通知書」及び「第1期分、第2期分の納付書」を併せて送付しています。「第2期分の納付書」で納期限までに納めてください。
(※なお、年税額が1万円以下の場合、8月にその全額を納めることになっています。)

個人事業税の納付には、便利で安心、そして安全な「口座振替」をぜひご利用ください。

～ 不動産取引に携わっておられる皆様へ、ご協力のお願い ～

不動産取得税の納税に関する納税管理人制度の周知について

- 国外に住所等を有する方が大阪府内の不動産を取得された際には、不動産を取得された方(又はその代理人の方等)に、
 - 大阪府から不動産取得税が課税されること
 - 納税の手続きとして、納税管理人制度があることをお伝えください！



納税管理人制度とは



- ・不動産取得税の納税義務者が大阪府内に住所等を有しない場合は、納税管理人を指定し、その方に不動産取得税の納税に関する事項を処理していただく制度です。(大阪府税条例第42条の10)
- ・納税管理人の指定には、「納税管理人申告・承認申請書」を物件地を所管する府税事務所に提出していただく必要があります。

★ 個人事業税、不動産取得税の課税をはじめ、「大阪府税預金口座振替依頼書」、「納税管理人申告・承認申請書」等の様式ダウンロードなど府税に関することについては、「府税あらかると」で検索できます！

府税あらかると



【お問合せ先】大阪府なにわ南府税事務所

電話 06-6775-1414(代)

市税だより

○ネットで便利！大阪市税

市税の納付について、スマートフォンなどからインターネットを利用した便利なサービスをご案内します。

Web口座振替受付サービス

大阪市税の口座振替・自動払込をパソコン・スマートフォン・タブレット端末からお申込みできます。

スマートフォンなどを利用した納付方法

コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書で、キャッシュレス決済アプリ(PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い、au PAY等)による納付ができます。また、大阪市税クレジットカード納付サイトからクレジットカードによる納付も可能です(Apple Payも利用可)。

「納期限のお知らせ」メール配信

大阪市メールマガジンに登録したパソコンや携帯電話に、大阪市税の納期限一週間前および前日に納期限をメールにてお知らせします。納付のうっかり忘れを防止するためにも、ぜひご登録ください。

○市税のことは市税事務所へ

問い合わせ先

《あべの市税事務所》

《船場法人市税事務所》

問い合わせ内容	電話
税証明書について	4396-2948
個人市民税(普通徴収)について	4396-2953
軽自動車税について	4396-2954
固定資産税(土地)について	4396-2957
固定資産税(家屋)について	4396-2958
納税について	4396-2949

問い合わせ内容	電話
法人市民税、事業所税、個人市民税(特別徴収)、固定資産税(償却資産)等について	4705-2948 (代表)
市税の納付(口座振替・自動払込・コンビニ収納)について	4705-2931

大阪市税の納付には、
口座振替・自動払込を
ぜひご利用ください。



一人ひとりの納税が明るい社会をつくります

(順不同)

<p>(株)ニチマン 日満商事(株) 代表取締役社長 淀野 泰弘 阿倍野区旭町一―一九 電話 六六四九一〇八〇一</p>	<p>(株)みかど製作所 代表取締役 團野 光明 阿倍野区文の里二―十一―二五 メディカルプラザ阿倍野7階 電話 六六二一―三九一五</p>	<p>中西電設工業(株) 代表取締役 中西 丈治 阿倍野区阿倍野筋四―九―十五 電話 六六二一―二九五七</p>	<p>TMプラザ 代表者 水本 忠明 阿倍野区共立通二―五―二二 電話 六六五一―一〇〇五</p>	<p>阿倍野センタービル(株) 代表取締役 八百 恒寛 阿倍野区阿倍野筋二―一―二九 A Iビル6階 電話 六六二一―七〇〇〇</p>
<p>阪和電設(株) 代表取締役社長 逸見 隆成 天王寺区南河堀町三―三四 電話 六七七二―九四四三</p>	<p>大同生命保険(株)大阪支社 支社 長 岡本 正人 第四営業課長 森口 隆司 北区中之島三―三―三 中之島三井ビル 電話 六四四一―〇二三一</p>	<p>ツジカワ(株) 代表取締役 辻川 豊 阿倍野区阪南町一―十五―八 電話 六六二一―三九八一</p>	<p>学校法人 辻料理学館 辻調理師専門学校 理事長・校長 辻 芳樹 阿倍野区松崎町三―一六―一 電話 六六二四―一〇一</p>	<p>マルニ(株) 代表取締役 西川 雅章 阿倍野区阪南町一―九―二 電話 六六二八―一〇五一</p>
<p>阿倍野調和会 役員一同</p>	<p>サイクルショップ中山商会 代表者 中山 行男 阿倍野区王子町一―〇―四 電話 六六二一―三五二六</p>	<p>阿倍野優青会 役員一同</p>	<p>関西石川県人会連合会 いしかわ観光特使 相談役 澤井 幸造 阿倍野区王子町三―十二―一 電話 六六二一―六三〇八</p>	<p>藤幸化成工業所 代表者 藤村 吉市 阿倍野区旭町一―一―七―二〇五 電話 六六三二―四三八七</p>
<p>公益社団法人阿倍野納税協会 個人部会 役員一同 阿倍野区三明町二―一〇―三二 電話 六六二八―〇三六六</p>	<p>彩々堂 代表者 嶽部 昌治 阿倍野区三明町二―七―二三 電話 六六二八―五一六一</p>	<p>浪花餅 代表者 山村 康幸 阿倍野区阿倍野元町三―十九 電話 六六二一―四〇四三</p>	<p>(株)新宿ごちそうビル 代表取締役 津石 直和 阿倍野区阿倍野筋一―一―六一 電話 六六二四―五七七八</p>	<p>小川電機株式会社 代表取締役社長 小川 淳三 阿倍野区阪南町二―二―十四 電話 六六二一―〇〇三一</p>

<p>大阪阿倍野共同住宅組合 組合長 大井 隆博 阿倍野区阪南町一―十二―一〇 電話 六六二二―三六三〇</p>	<p>(株)宝 商事 代表取締役社長 小嶋 隆史 阿倍野区桃ヶ池町一―八―七 電話 六六二八―一三五―一</p>	<p>(株)曲田商店(KYK) 代表取締役社長 曲田 秀男 阿倍野区松崎町三―六―一八 電話 六六二三―一五五―一</p>	<p>株式会社 近鉄百貨店 代表取締役 秋田 拓士 社長執行役員 阿倍野区阿倍野筋一―一―四三 電話 六六二四―一―一―一</p>	<p>中華料理 楓 林 閣 代表者 趙 知理 阿倍野区阿倍野筋一―五―三五 アポロビル九階 電話 六六四九―一〇五五</p>
<p>近畿税理士会阿倍野支部 支部長 高橋 賢一 阿倍野区三明町二―一〇―三三 電話 六六二八―一〇三〇</p>	<p>(株)ユーゴー書店 代表取締役 高岸 常治 阿倍野区阿倍野筋一―三―一八 電話 六六二三―一三四―一</p>	<p>大雀連 阿倍野支部組合長 乾 篤弘 阿倍野区旭町二―二―四一―一〇八 電話 六六四九―三五五―八</p>	<p>(株)広瀬製作所 代表取締役社長 廣瀬 恭子 北区天満四―四―一 電話 六三三三―一五二―一</p>	<p>阿倍野遊技業組合 組合長 光本 浩三 天王寺区上本町五―二―一十一 上六新興ビル六〇三号 電話 六六六一―四九八五</p>
<p>結城順吉税理士事務所 所長 結城 順吉 阿倍野区昭和町一―二〇―三三 朝日プラザ昭和町2階 電話 四三九九―三三二―一</p>	<p>阿倍野翔優会 役員 一同</p>	<p>公益社団法人阿倍野納税協会 役員 一同 阿倍野区三明町二―一〇―三三 電話 六六二八―一〇三六六</p>	<p>一般社団法人 大阪市阿倍野区医師会 役員 一同</p>	<p>阿倍野法優会 役員 一同</p>
<p>税務・労務関係書籍 会計帳簿類全般 お求めは「阿倍野納税協会」へ 在庫にない場合は、お取り寄せいたします。 本会会員割引制度あり(除外品有)。</p>	<p>株式会社 満点商会 代表取締役 佐藤 旭 阿倍野区播磨町三―五―十三 電話 六六〇六―一〇五五五</p>	<p>阿倍野納税貯蓄組合連合会 役員 一同 阿倍野区三明町二―一〇―三三 電話 六六二八―一〇三六六</p>	<p>一般社団法人 阿倍野歯科医師会 役員 一同</p>	<p>(株)岡崎屋本店 代表取締役社長 吉田 幸司 阿倍野区阪南町二―十八―八 電話 六六二四―一〇〇七二</p>